判定士資格要件一覧表

※**「必要添付書類」**については、講習会当日に行う登録受付時に必要となります。**（受講申込みには添付不要です。）**

滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱　第３条第１項第１号	**ア　大学院等在学経験者**：旧宅造法告示１号、都計法告示38第１号該当 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 **必要添付書類**　①在学期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	イ　大学卒業者：盛土令第22条第１号、都計規則第19条第１号イ該当 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発 に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地 開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	ウ　３年課程の短期大学卒業者：盛土令第22条第２号、都計規則第19条第１号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	エ　短期大学、高等専門学校卒業者：盛土令第22条第３号、都計規則第19条第１号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	オ　高等学校卒業者：盛土令第22条第４号、都計規則第19条第１号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の 技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関 する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	カ　認定講習会修了者：旧宅造告示第４号、都計告示38第２号該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務の経験を有する者で認定講習を修了した者 **必要添付書類**　①認定講習会修了証の写し　②実務経験証明書(様式第３号)
	キ　技術士：旧宅造告示第２号、都計規則第19条第１号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 **必要添付書類**　①技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書　②実務経験証明書(様式第３号 技術部門を建設部門とする場合は、不要)
	ク　一級建築士：旧宅造告示第３号該当 一級建築士の資格を有する者 **必要添付書類**　①一級建築士登録証の写し
第2号	**ケ　国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者** 土木、建築又は宅地開発の技術に関し三年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①実務経験証明書(様式第３号)
第3号	**コ　国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者** 土木、建築又は宅地開発に関し10年以上の実務の経験を有する者で、知事が特に認めた者 **必要添付書類**　①実務経験証明書(様式第３号)
第４号	**サ　二級建築士** **建築士法による二級建築士として**四年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①二級建築士登録証の写し　②実務経験証明書(様式第３号)
	シ　土木・建築・造園に関する一級施工管理士 **建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理士の資格**を有する者 **必要添付書類**　①一級施工管理士免許証の写し
	ス　土木・建築・造園に関する二級施工管理士 **建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理士として五年以上の実務の経験**を有する者 **必要添付書類**　①二級施工管理士免許証の写し　②実務経験証明書(様式第３号)

注) この面で「盛土令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「旧宅造告示」とあるのは、「昭和 37 年３月 29 日付 建設省告示第 1005 号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示 38」とあるのは、「昭和 45 年１月 12 日付 建設省告示第 38 号」を、「都計告示 39」とあるのは、「昭和 45 年１月 12 日付 建設省告示第 39 号」を表す。